

学校体育施設開放事業について

本事業は、市内の小・中学校に設置するグラウンドや体育館、テニスコートといった体育施設を学校教育に支障のない範囲で、スポーツ活動や地域活動の場などとして有効活用するものです。

学校によって異なりますが、平日の放課後から夜間および休日の午前から夜間までの時間帯を地域住民、団体に開放しており、学校長の許可を受けて使用することができます。このうち、土日曜日のいずれかは一般開放日として、原則として社会体育団体等の使用を制限しています。

こうして学校体育施設を開放することにより、子どもから大人までが身近な場所でスポーツに親しむことはもちろんですが、地域における世代間の交流などを通して、健康で明るく豊かな生活を目指していくことを目的としています。

少年スポーツのあり方についての取組方針

佐賀市教育委員会では、成長期にある子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通して心身の健全な育成を図ることを目的として、平成28年2月に「少年スポーツのあり方についての取組方針」を定めました。

《子どもたちにとってより良い少年スポーツ活動を推進するための4つの方針》

1 少年スポーツクラブの指導者と保護者のあり方

- (1) 指導者・保護者の定期的な話し合いの場を設定する。
- (2) 指導者の資質向上のために、指導者資格を取得する研修会・講習会等への参加を、クラブ運営組織（保護者会等）として積極的に支援する。

2 指導者・保護者に対する実効性のある意識啓発

- (1) 少年スポーツに関する研修会・講習会等に指導者・保護者が積極的に参加する。
- (2) 少年スポーツの指導に必要な指導者資格の取得に努め、活動に活かす。

3 望ましい運動量

- (1) 少年スポーツにおいては、小学生にとって適正といえる運動量を守る。

4 少年スポーツに関する相談窓口

- (1) 少年スポーツ活動や、指導者・保護者・関係者が抱える悩み・問題等を相談できる窓口をスポーツ振興課内に設置する。

■学校体育施設の利用にあたって

少年スポーツにおいては、望ましい運動量として「練習日数と時間については、週に3日以内を目安とし、準備や片付けを入れて1日2時間を越えないこと」と「少年スポーツ指導者教本」に明記しています。

少年スポーツクラブの活動については、成長期にある子どもたちに心身ともに負担とならないよう適正な回数、時間に配慮して活動計画を立ててください。

《学校体育施設の利用の目安》

□練習日数

- ・1団体が練習で利用する際は、週に3回以内を目安としてください。
- ・土曜・日曜・祝日等の練習試合、公式試合は回数に含みません。
- ・学校の一般開放時は、原則として利用できません。

□練習時間

- ・平日の練習時間は、原則1日2時間以内とするよう努めてください。
- ・土曜・日曜・祝日等の練習は半日までとします。

□休養日など

- ・子どもたちの心身への負担とならないよう、月曜から日曜までに、練習、試合にかかわらず、少なくとも2回以上の休養日を設けるよう努めてください。
- ・翌日に学校がある場合には、疲れが残らないよう、練習試合等早めに切り上げるよう配慮してください。

《学校体育施設利用時の注意点》

- ・学校への手続き(申請書の提出等)の時間は、厳守してください。
- ・学校の備品等は大切に使用してください。また、破損、故障の際は速やかに学校へ報告をお願いします。
- ・送迎や荷物の運搬等のために車で来校する場合は、駐車場所や時間などのルールを守り、安全確保に努めてください。
- ・活動の際は新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じてください。

【問い合わせ先】

佐賀市地域振興部スポーツ振興課
佐賀市大財3丁目11番21号 大財別館
電話：0952-40-7360
メール：sports@city.saga.lg.jp

